

2017年7月7日 厚生労働省

## 失業・雇用問題交渉議事録

全日本建設交運一般労働組合

全国事業団・高齢者部会など

衆議院第二議員会館第三会議室

☆建交労側 全国事業団・高齢者部会幹事  
北海道・東京・神奈川の仲間など 計約30人

★厚生労働省側 〈7人〉

職業安定局 就労支援室就労支援  
雇用開発部高齢者雇用対策課就業対策  
同上・高齢者雇用企画係  
同上・地域雇用創造係  
雇用保険課適用係

労働基準局 労働保険徴収課徴収係

社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室就労支援

★冒頭 山室部会長が正式な要請書を手交。

3月の要請の際にもさまざまな課題について要請し、それにたいしてご回答いただいた。一部検討するという回答もあったと思う。この間、全国でわれわれもさまざまな動きをするなかで労働局要請などもしてきた。そのなかであらたな課題も出てきた。全体的な雇用情勢等は数字上は有効求人倍率が高い水準で推移していると。中身をしっかり見てみると、それが正規雇用の分が非常にまだ少ないということや、業種によって非常にバラツキがあると。高齢者には障害者、生活困窮の人たちが十分に正規雇用に乗っているかといえば厳しいというものがある。この厳しさというものは、場合によっては人の取り合いというなかで、余計に厳しくなっている。採用されても企業のなかで競争が激化して労働者にしわ寄せがきている。社会全体のそういった厳しい状況のなかで厚生労働省として労働者、働く者の権利、健康も含めてしっかり指導していただかないといかんと思っています。

今回も生活困窮者の関係、日々雇用の関係あらためて要請していますが、しっかりとお答えいただきながら、今日は全国からですが、部会幹事など主立ったメンバーですが、全国からの声も聞いていただいて、しっかりと対応していただきたい。よろしく申し上げます。

**【要請 1】**

貴省として 2018 年度予算概算要求の獲得に向けて被災地や失業多発地域などにおける新たな緊急雇用創出事業などによる失業者・生活困窮者・求職者などに対する安定・継続した就労ができるよう対策を講ずること。

**【回答 1】厚労省 職業安定局地域雇用対策室**

東日本大震災の被災地である福島県におきましては、原子力災害の影響で福島県内で仕事を失われた人たちが多くいる。その方の当面の一時的な雇用の場を確保するという一方で、平成 28 年度から「原子力災害対応雇用支援事業」を実施しています。

あと失業多発地域に関して、さきほど組合の話にもありました通り、雇用情勢は全般的には改善していますが、地域によっては数値がまだ厳しい所もあり、また雇用の質ですね、総合的に確保されていないということもあり、企業、求職者双方が求める安定した雇用の機会が不足する地域もある。そういった所に関しては、「地域活性化雇用創造プロジェクト」とか「実践型地域雇用創造事業」を実施して、その地域に応じた特色のある雇用を自治体の方々がおこなって創出できるような投資をさせていただいている。あと各都道府県労働局においてハローワークを通じた職業相談など雇用対策をさせていただいている。

**【要請 2】**

3 月 28 日に開催された「第 10 回働き方改革実現会議」でまとめられた「高齢者の就業促進」はこれまでの施策の延長でなんら具体的な施策が示されていない。今後、労働政策審議会で審議されるが、たとえば「高齢者の就業促進」には「高年齢者等雇用安定法」の「雇用」を全面的に強調し、シルバー人材センターとは異なる「高齢者事業団」などもふくみながら“働きたい高齢者”“失業者・求職者”などに対する具体的な雇用対策等を盛り込むこと。

**【回答 2】高齢者雇用対策室**

働き改革の関係です。3 月 28 日の働き方改革実現会議において決定された「働き方改革実行計画」につきましては、年齢に関わりなくエージレスに働くためキャリアチェンジや雇用に限らず意欲ある高齢者に多様な就業機会を提供していくとしています。

具体的な施策については、その中の実行計画の工程表のなかにかくつか示させていただいていますが、具体的には 65 歳以降の継続雇用延長、65 歳までの定年延長をおこなう企業等にたいする支援、二つめは高年齢求職者へのハロ

一ワークでのきめ細かな職業相談や職業紹介など再就職の延長促進。三つ目は、雇用に限らないシルバー人材センターの推進などにより高齢者の多様な就業社会参加の促進にとりくんでまいりたいと考えています。

### 【要請 3】

貴省として、労働局を通じて全国の高齢者が自立して就労を促進している団体等の調査を実施し、高安法5条・36条にもとづくシルバー人材センターに準ずる高齢者事業団等への援助・育成等を行うこと。厚労省全体で総務省政令改正に伴う発注形態を見直すこと。また全国的な事例集に事業団のとりくみなどを反映させること。

### 【回答 3】高齢者雇用対策室

従来からご回答させていただいている通りですが、高齢法の具体的補助事業という形でしているのはシルバー人材センター事業のみとなっています。それ以外の団体におかれましては、高齢法新たに補助事業を講ずることは難しいとは考えますが、高齢者の就業機会の確保の促進に関しては、来年度の必要な予算を要求していく所存です。各緒施策が国や自治体にありますのでそういった個別の事業を受託することによって事業を延ばしていただければと思います。

なお、そのなかに平成29年度、本年度おこなっておりますが地域連携事業につきましては、いくつか協議会のなかで、そちらの団体も入っているとお聞きしていますので、ぜひとも皆さんのご知見をそういう場で発揮していただければと思います。そういった所から好事例も収集させていただいて広く展開させていただきたい。

さいごに厚労省全体で総務省政令改正に伴う発注形態を見直すことにつきましては、なかなか全体で統一することは難しく、各課によってその施策のアプローチというものが変わってきている。予算をつけてアプローチする所もあれば、税制を優遇したり、優先発注でやっている所もありますので、そういった費用対効果も含めて、何がアプローチとして良いのかというものを各課判断してやっていきますし、今後もそのような判断でやっていきたいと考えています。

### 【要請4-1】

生活困窮者自立支援法が施行され、困窮する市民からの自立支援のニーズは年々高まっている。しかし、福祉事務所等から認定事業所として認定された事業所では、困窮者の受け入れ態勢が整いながらも、相談窓口から対象者の紹介がなく、出口支援ができていない状況がある。また、この法律は、最低賃金を

問わない非雇用型の訓練を想定して施行されているが、既に事業団で取り組む一般就労に近い認定就労訓練の雇用型においては、週 20 時間以上の訓練に参加でき、自立できる可能性を見出す対象者が存在している。雇用型の訓練が自立可能となる大きな一因として、認定訓練事業所は社会的企業として、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に係る生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準」の条例が整えば、さらに優先発注ができると定められているが、各自治体の理解度がまだまだ低いのが現状である。あらためて、貴省から地域資源や地域の団体を活用し、自立支援の充実を図るため周知を徹底すること。

#### 【回答 4-1】生活困窮者自立支援室

(1)ですが、認定就労訓練に関する件ですが、一般就労訓練に向けて、まず本人の状況に応じた柔軟な働き方を必要とすると判断された方にたいして、雇用型・非雇用型のいずれかの形態で支援付きの就労の場の提供をおこなっています。利用者の内訳としては、雇用型が利用者全体の 6 割程度占めているが、現状は雇用型ですとか、非雇用型から雇用型へ移行する利用者が着実に増えています。また認定就労訓練事業所の件数についても平成 29 年 3 月末現在、993 か所です。制度が定着してきているものと考えています。

認定就労訓練事業については、生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理においても認定事業者の拡大に向けて事業者にたいする経済的インセンティブや技術的支援も必要性が言われています。経済的インセンティブの枠組みのひとつとして認定就労訓練事業をおこなう事業者に関する税制上の措置及び優先発注の取り扱いについて周知してきたところです

全国的には随意契約、優先発注のとりくみは大きくは進んでいないところが現状です。そのため具体的な成功事例として伊丹市における優先発注調達のとりくみについては、現在開催している社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活総合部会において紹介するなど周知をはかっています。また技術的支援として認定就労訓練事業の拡大に向けた開拓のとりくみについても就労訓練アドバイザーや就労訓練事業開拓員として配置する場合に国として支援をおこなっています。認定就労訓練の充実によって本人の状況に応じて社会参加、一般就労といったステップアップを図る目的だけではなく、事業者の開拓等のとりくみを通じて地域ニーズの掘り起こしをおこなうことで地域づくりにつながっているという事例も存在しており、今後もさらなる周知を図っていきたいと考えています。

#### 【要請 4-2】

生活困窮者自立支援法は、労働組合や協同組合の理念と共通した部分が多く、これまで以上に共通認識を高めることができると、雇用の拡大、労働者不足解消など地域の課題を解決すると理解している。すでに就労支援を実施する事業団の取り組みに対し、自治体から訓練場所が孤立した市民の居場所、地元で働く職場が新しい自治コミュニティの構造へと期待され始めた。また、生活困窮者自立支援法を理解し、機能を開始する自治体は、この制度の活用により、行政改革、財政再建、地方経済の起爆剤として希望を高めている。このように市民、自治体が制度を経由して結ばれるよう新たな啓発を徹底すること。

#### 【回答 4－2】

(2)生活困窮者自立支援制度は施行3年目を迎えて、この2年間、自治体においては制度の趣旨をご理解いただいたうえで地域ごとの実情やニーズに応じたとりくみがすすめられており、地域住民にとっての身近な相談窓口となる自立相談支援機関を中心として着実に定着してきているものと考えています。経済的な課題に限らず、社会的孤立やメンタルな課題など複合的な要因をかかえる生活困窮者を相談窓口で包括的にうけとめ、本人の希望や状態に応じて就労支援や居住支援、家計支援など適切な支援につないでいます。生活困窮者自立支援制度の目標として生活困窮者の自立と尊厳の確保と生活困窮者自立支援を通じて地域づくりが掲げられています。困窮者のかかえる課題をしっかりとアセスメントして一人ひとりにあわせた就労や参加の場を地域の行事、商店街や企業等において開拓することや住まい、暮らすことを支えるとりくみをすすめることによって、困窮者は地域で孤立する存在とならないようにして、支えられるだけではなく、支える側に立つということが可能となって、困窮者支援を通じた地域づくりが実現できるものと考えています。今後とも制度の理念についてはさらなる周知を図っていきたい。

#### 【要請 5－1】

貴省が昨年12月8日発出した職保発1208第1号「日雇労働求職者給付金関係業務の改善」は、一般の働く雇用の場を探すことができない後期高齢者などにたいして不安と混乱をもたらしている。不正受給とはまったく無縁な日雇い労働者にたいして本省として就労も含めた救済策を講じること。

#### 【回答 5－1】 職業安定局雇用保険課

当課が発出している日雇給付金の改善の通知ですが、これで不安と混乱をもたらしている所に関しては、本当に申し訳なく思っています。

要請とか趣旨はお話させていただきましたが、昨年、会計検査院から日雇給

付金の取り扱いについてしっかりやっていきなさい、ということでどうしても改善を求められたことにもなっていて当課として総合的に考えながら通知の発出をした経緯です。通知によって全国一丸となっていてとりくんでいくことによって会計検査院からの指摘にもとりくんでいることで、この日雇給付金は本当に必要なものだから存続させるべきだというスタンスで思っている。存続というためにもこういうとりくみは当課としてもさせていただきたい。ご理解とご協力させていただきたい。

今回、就労支援対策にもご要望をいただいています。もちろん不正受給とまったく関係ない労働者の方もいらっしゃることも重々承知しています。全国のハローワークにおきまして日雇い労働者の多い地域において日雇いの職業紹介とか、常用就職を希望させる方についても相談ですとか、求人状況の提供、常用雇用求人紹介といったことについてもとりくんでいます。就労の場というところでお困りの場合にはハローワークでご相談させていただきたい。なかなか至らない場合もあるかと思いますが、ご相談させていただきたい。

#### 【要請 5-2】

7月1日から厳格な運用が始まっているが、日雇い労働者が県内もしくは近隣地域の印紙を貼付できる事業所がわからないため就労権などが脅かされている。全国の事業所一覧を公表すること。本省は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則により、印紙貼付できる事業所から、毎月の報告を求めており、当該報告を受けた事業所を公表すること。

#### 【回答 5-2】雇用保険課

日雇いとして働いている事業所の公表というご要望ですが、前回の要請時は当課で情報をもっているのではないかということで個人として理解していたが、あらためて当課にもって帰った所、こういった情報は雇用保険課としては所持していないということで公表は難しい。

#### 【要請 5-2】徴収課

後段のところからです。徴収則で定められていまして、印紙保険料の納付状況報告書というものを毎月事業主から印紙を貼りつけていても、貼り付けていなくとも、何枚貼り付けましたというご報告をいただいている報告書でして、印紙の収入をこちらの方で把握するものでして、日雇の事業所、こちらの報告書を提出していただいた事業所の情報としてデータを保有しているものではありませんので公表とはちょっと難しいものがあります。

#### 【要請 5-3】

厳格な運用のなかで、日雇い労働者にたいする口座振込は、日々の生活の糧を得るうえで支障等をきたしている。毎日、本人への直接現金支払いを講ずること。

### 【回答 5—3】雇用保険課

今回の口座振り込みということをご昨年12月の通知でお願いしています。こちらですが、さきほど申し上げました通り、会計検査院からの指摘によって日々の失業の認定、これをもっとしっかりやるべきだという指摘を受けた。こういったことをおこなうためには、日雇いの方の求職、ちゃんと仕事探しをしているぞと。労働の意志、能力をもってしっかり活動しているんだ、でも失業しているんだという時に給付金を払うという性質で、こういったことをしっかり確認する必要があると。ということで現金払いというのが難しいところがあって、全国統一的に口座振り込みを実施させていただいた経緯になります。口座振り込みに関しても、たとえばどうしても口座が開設できない、銀行側から断られてしまった、というケースについては物理的に支給ができないので、こういった人にまでも口座登録しろというのは無理強いするものではないので、もし口座開設ができないという理由がある場合にはハローワークでご相談いただければ引き続きこれまで通りの現金支給を継続する取り扱いをさせていただいています。疑義がある場合、ハローワークにご相談いただくのがよろしいかと思えます。

## 【回答を受けて 厚労省とのやりとり】

◎建交労 貴省の回答を受けてやりとりをさせていただきます。第一項目は、全般的に建交労として聞きたかったのは、それぞれがどんな獲得目標をかかげているのか聞きたかった。高齢者雇用対策室においては来年度はこれが目玉だ、というものがほしかった。

あわせて福島原子力対応災害事業の回答があったが、実際どのくらい福島県民の人々が働いているのか数字がわかるのなら教えてほしい。失業多発地帯について、先日の九州北部豪雨被害のなかでをやっているが、なかなか仕事がない実態だ。昔の炭坑地帯の雇用の場がないところについては見捨てるのか。来年度に向けて新たな雇用の場をつくってほしい。福島などの被災地だけではなくて連綿と続いている不況地域はある。ぜひ来年度の概算要求の際には特段の措置をしてほしい。

第二項目について。多種多様な実行計画とあるが企業型の65歳定年延長な

どで、実際は非正規型あとは高齢者のなかでも一端リタイヤして方でも国民健康保険の保険料が高くて払えない人たちがでている。働かざるをえない高齢者がいるけれども働けない高齢者も多くいる。その受け皿の一つに建交労の事業団もなっている。それだけでは進まない。その人たちに向けた実行計画に加わるような施策が何かないのだろうか。生活困窮者自立支援の関係で言えばいまの国庫補助が4分の3から全額国庫補助になるとか、そんなことを教えていただきたい。

◆厚労省 高齢者雇用対策室です。高齢者の所と来年度予算について。来年度予算に向けてはいままきに省内でいろいろ検討している所です。ここでお答えできないことがないので、すいません。そのなかでいまお話があったように冒頭の挨拶にあったように有効求人倍率は上がってきているものの。まだまだお仕事についていない方、とくに高齢者がいっぱいいることに関してはわれわれも認識している所です。そういった方にたいして、まずはハローワークで、実行会議の「工程表」のなかにも「65歳以上」の窓口というものを実行計画期間中に「300か所」というものを明記させていただいた。まさしく高齢者にたいして手厚く支援していくとわれわれも考えています。それにたいして必要な予算等々も要求していこうとは考えています。

◎建交労 300か所の予算付けはどのくらい考えているのか。

◆厚労省 どのくらいとれるかは、全体の話にあるので、実行計画中に300か所いくようにだいたい分割していただく位の箇所数を検討している。5年間で300か所だと思いますので、それに向けて、いきなり300か所はもちろん無いと思いますし、なのでしっかりと要求できるように準備しています。

◎建交労 原子力災害対応事業については。

◆厚労省 原子力災害対応事業については、平成28年度の実績の速報値は、一年間で680名の方を今回の事業の対象者として新規雇用させていただいた。こちらは基本的には一年以内の雇用なんですけど、2回以上の継続の更新も可能とはしています。この事業は元は一年間一律的な雇用の場を用意し、そこで人材育成をして雇用の能力を高めていただき、ひいては安定雇用につなげるという事業ですので、もちろん1年の事業が終わって安定雇用に行かれる方は行かれますし、もし安定雇用に行かれなかった方について引き続きこちらの事業を継続するという道も残っています。平成29年度も同じように事業は継続して

います。

◎建交労 2000年頃に緊急雇用創出事業が厚労省がとりくんでかなりの緊急雇用の対策になった。その時は3年継続して働けた。いまみたいに1年以内ではなかった。ぜひ緊急雇用創出事業的なものを概算要求で予算獲得していただきたい。

◎建交労 伊丹からきました。第一項目の緊急雇用の件です。先日、地元の企業さんたちと懇談したなかで、以前の緊急雇用の対策どうした?という発言があった。ちょっと驚いたのは、「すべて派遣の登録者をお願いした」という結果を聞いてびっくりした。私たち実際ハローワークをつないで真剣にとりくんでいる所を見ると、一番とっとり早いのが派遣業者にたのんで、登録者を斡旋してもらうという関係が企業さんのなかで横行していた。そのあと基金訓練という厚労省の学校がありました。こちらについてもハローワークを通じてやるが、派遣からの斡旋で動きでお金をもらえるよということで動いているという結果の地元の話が出た。それにたいしても私、驚きましたが、派遣の登録者を活用してしまう結果が、いま制度のなかで利用されていることが良くあると思いますので、ぜひとも厳しい見極めなどをしてほしい。

◎建交労 北海道です。違う角度からの質問です。第二項目について。雇用保険法が改正されて今年の一月から65歳以上は労働者でないと雇用保険掛けてもらえなかったのが、基本的には年齢制限なし、被保険者になると。その点で言うと国として、全体として高齢者の就業というよりは雇用という側面をかなり前に打ち出して政策展開をしようとしているのかなと私自身は受け止めている。65歳以上を適用したという他の問題はあっても、全体として言えば高齢者についても雇用保険の被保険者にして、働いた後も失業給付をもらえるという点では、給付の中身の問題とかはおいて、そういうふう考えた時にさきほどの回答でシルバー人材センターの“亡霊”に(会場から笑い)といえ言いが悪いかもしれないが、そこにこだわった政策展開を現場ではまだ続けているのかなと感じとして受け止めた。結局、要請書のなかにあるようにシルバー人材センターというのは、法改正で職業紹介事業とかで質も変える中身もあつたが、まさに雇用されて賃金を得て生活を支えるという人たちについて、もったときちんと目を向けた政策展開というものが必要なのではないか。実現会議の高齢者に関わる部分で大きな打ち出しがされているが、実際の厚労省の現場のみなさんのなかではそこまでは考え方が到達しないで、乖離が生じているというのが個人的感想だ。建交労が要請しているように高齢者事業団を含めて雇用

の場というのを65歳以上含めてどういうふうにシルバー人材センターとは違った形で広げていくのかあたりの施策を予算も含めて何かないのか、補足で答えてほしい。

◆厚労省 高齢者雇用対策室です。働き方改革の実行計画のなかにあるように、いまの現状分析をどうとらえるのかというものがありまして、やっぱり高齢者の働き方が多様化している、というものを現状ととらえています。いろんなデータがありますが、やっぱり「働く理由」にしても「生活の糧にする」人もいますし、「生きがい」の人もいます。いろんな高齢者の働き方にたいする多様化していることをふまえたうえで、もちろんわれわれとしては3本柱、一つは「企業」、まずは企業で引き働きたい。働ける制度を導入する。もう一つは、一回仕事は辞められたがまた正規に働きたい。20時間以上働きたい、という方にはハローワークで。ちょっとだけ就業してみたいという方には、シルバー人材センターという形ではなくて、まさしく地域連携事業で地域でどういったものができるか考えながらすすめていただく3本柱をしています。その3つを現状としては高齢者の多様化したニーズにこたえていくということが、われわれとしての本質だと思っています。働き方改革でもその3つを大きく柱として示しているかと思えます。

◎建交労 シルバー等に準ずる団体についての調査について。実際にどれだけ団体があるのか、要請の第三項目にあるように調査しなければわからないと思う。都道府県にも徹底してこういう団体もあるということを周知してほしい。

◎建交労 京都です。京都府と京都市にたいしてシルバー人材センターに準ずる団体に関して要請してきた。そのなかでいまのシルバー人材センターに関して、いわゆる一般競争入札に参加される、われわれから言うと低く落札されて、いままで働いていた高齢者が4月から働けなくなることが起きている。そのことにたいして、シルバー人材センターが京都市から一億円近い助成金を受けている団体と、私たちのように数百万円の仕事を受注して高齢者が自ら自立して就労を促進している団体とについて公正公平なのかといえばそうではないと思う。それが一般競争が当たり前だとは言えない。決して平等ではない。自治体の現場の職員のみなさんはそういう基準で考えている。それは違うということをお省からきちんと指導してもらいたい。一般競争入札にかけられればふるいにかけて落ちてしまう。ぜひそのことを強めてもらいたい。

◆厚労省 調査の件ですが、さきほどもお話をさせていただいていますが、地域

連携事業が各地域で協議会をつくって高齢者の就業計画を立てて実行していただくというものがあります。それで具体的にどういったことをだれがどういった形でやるのかというものを、まだ始まったばかりなので好事例としてまだ上げられないが、今後それが増えてきた時に、広く周知はさせていただきたい。

京都の例ですが、以前も通知をこちらからシルバー人材センターの方には出させていただいた。すみわけということですね。一般の所が出てきた場合には、ちゃんと棲み分けとしてシルバー人材センターはまさしく民業圧迫するという事で引き続きこちらで周知徹底を図っていきたいと考えています。

◎建交労 福島県郡山市の高年齢者等就業支援団体認定審査会の議事録をもっている。知っていますか？

◆厚労省 いえ、把握していません。

◎建交労 5月23日に開催されています。この間、3月31日付けで宮城県石巻市が認定基準をつくって私たちの石巻事業団を認定団体としました。郡山市は、基準をつくり審査会を開いて一昨日から団体の受付をはじめたばかり。そのなかで審査会の市長が「日本一億総活躍社会にあわせて郡山市も市民総活躍をもとに老いも若きも性別を超えてそれぞれの持ち味を出してお互いに手を差しのべあうことを平成29年度に予算化している。一人ではできないことを団体に支援していただくということもありがたいことだ。一般競争入札が規約は競争入札でやることを基本にしているが、この分野、高齢者雇用、高齢者就業の分野については、こういう審査会をもってこれからしっかりと決めていただきたい」と挨拶しています。それから議員がいろいろ議論しながら、公益性がどうだとか、シルバー人材センターは補助金をしっかりもらっているが、一般管理費をもらっているが、この認定を受けた所が別にそういったものを出す訳でもない。だけれどもしっかりと高齢者就業については頑張ってやってもらわないといけない。それにつけてはどのような基準が良いのかと真剣に議論している。そういうことが自治体のみなさんも地域のなかでどういうふうな高齢者の就労をしていったら良いのか、もしこれで良い方向にいくのだったら、知恵をだしながらやっつけていこうとやっている。

私たちいつも要請しているが、いつも同じ回答ですが、こういった政令改正の制度があつて、自治体のみなさんに事務連絡というもので周知していただきたい。それを促進していくのに厚労省としてなんの不都合があるのかと思う。なんで頑なに「できない」と言い続けるのか。その根拠。なんの危険性を感じているのか。不思議でならない。郡山市の件もしっかり見ていただき、自治体

とも連携しながら考えていただきたい。

◆厚労省 まさにおっしゃる通りで、自治体が率先してやっていただくことがわれわれも連携してやらせていただいきたい所です。たぶん「頑なに」という所は、優先発注の総務省の話したとは思いますが、われわれとしてはそういった自治体にアプローチ、自治体が積極的にやっていただく所のアプローチとしてまさしく協議会をつくっていただき、実際に委託費というものを流すというアプローチをしています。そのアプローチの仕方というものを冒頭お話したように委託費ではなくて、税制を優遇するとか、あとは優先調達をどうするとか、いろいろあると思うが、とりあえずわれわれとしては委託費という形で、そういった自治体が高齢者にたいしていろいろなことを考えていただく、計画を立てていただくというものを審議していきたいと考えています。

◎建交労 その発想を少し変えてもらいたいと言っている。

◆厚労省 はい、すみません…。

◎建交労 生活困窮者自立支援の関係では来年度の概算要求では何を？

◆厚労省 基本的にはまだ予算検討段階なので、まだ具体的なものはつまっていない。審議会でやっていますので、たとえば就労準備支援だとか、家計支援だとか、論点が出ているのでそれをふまえて年内検討していきます。

◎建交労 実効性あるものをお願いします。

◎建交労 日々雇用の問題に移ります。要請項目5の2の件で徴収課として公表は難しいという回答だったが、公表できない法的根拠はあるのですか？

◆厚労省 事業所情報としてではなくて、印紙の貼り付けが何枚あったとか、そういったものなので…

◎建交労 そういう情報がほしいのではなくて、不正受給とはまったく無縁な日雇い労働者がいる訳です。7月1日からの厳格な運用のなかで同一事業所の貼付ではだめですよ、というシャットアウトされているものだから、同じ県内に2か所以上、複数あるが、ハローワークでも教えてくれない。それでは日雇いで働く労働者はどうすればいいんだと。事業所がわからなければ働けないで

はないか。だから事業所を公表してほしいと要請している。公表が難しいとなれば、手帳をもっている労働者は働けなくなってしまう。それで生活しなければ生活が成り立たないという労働者も多くいる。そこを救済とてほしいと言っている。できなければできないの法的根拠がなければおかしいと思わざるをえない。

◆厚労省 データとして事業所情報で管理しているのではなくて、印紙の数で何枚あります、というものでしか…

◎建交労 ではどこが事業所を掌握しているのですか？ 雇用保険課もない。ではどこが把握しているのか。前回(3月)の要請の際、探してみますということ全国で事業所数一覧と印紙枚数の全国一覧はもらいました。しかし事業所の数がわかっていながらなぜ公表できないのはなぜなのか。手帳をもっている労働者は働きたくても働けないんです。この問題で1日から困っている。

◎建交労 たとえば、各ハローワーク単位で言えば日雇いの印紙取り扱っている事業所はわかる訳ですよ。実際手帳をもって働いていた人たちが、複数の事業所で働かないと適用されませんよといった時に、個人の力で探すということは公表しない。ハローワークの努力として日雇い印紙を貼っている事業所がちゃんと求人を出してくれと。日雇いの求人をだすと。ハローワーク自身が努力して、求人が出れば日雇いの求職者が働く事業所にたどり着ける工夫ができないのか。

◆厚労省 求人になってしまうとどうしても雇用保険法の世界を飛び越えてしまうので、なかなかこうできるといえるものは難しいんですけども、あの求人担当部分には、こう言った話があったと持ち帰って共有させていただきたいとは思っています。具体的なお話はできなくて申し訳ありませんが。それはひとつの案としてはあるかなとは思っています。

◎建交労 救済してもらわなければ困るという所でお互いが知恵を働かせないと、個々の手帳をもっている日雇い労働者が複数の事業所にたどり着くというのは個人の力では絶対無理なのではないかと思う。なんらかの情報がない限り無理。

雇用保険課はさきほどからこの日雇労働保険については存続させる立場だと表明してくれました。うれしい限りだ。日雇い手帳に全生活をぶつけている人がいる訳だから、そこをどうしたら良いのと。さきほど口座振り込みの件で現

金払いの回答あったが、それは事務連絡か何かが出ているのですか？ 無理強い  
はしません、という所。

◆厚労省 昨年12月の通知によって原則口座払いをお願いしますと。ただし口  
座開設ができない人は、ということ。

◎建交労 無理強いできない人はハローワークに行って相談してほしい、とい  
うことは。

◆厚労省 はい、そこは相談してくれ、とまでは書いていません。うちで作っ  
た「口座振り込みになります」というポスターですね、ポスターだけ見るとま  
ったく救済策がないように見えてしまうが、そこは違うとは断言しておきます。  
あくまで通知でやっているのは、口座でやってほしいということです。口座開  
設が物理的にできない、というのはどうしようもないのでハローワークに申し  
立てしていただければ現金支給は可能です。

◎建交労 再度、徴収課の関係ですが、さきほど北海道からも出されたように  
救済策はないんですか？

◎建交労 島根の実態について。日雇い労働者がいます。昨年12月の指導か  
らちゃんと求職活動をしていますか、と窓口に行くたびに厳しく言われる。「や  
っています」と。どんな求職活動をしているのか？ と言われたら、逆に「われ  
われはどこに行けば良いのか」と教えてくださいと。どこが求人しているのか。  
過去にどこが求人していたのか。私たちに知らせもしないでハローワークの窓  
口担当者は「どうがんばっているのか」と聞いてくるのはおかしいと。組合員  
さんたちには、ハローワークの担当者にきちんと聞きなさいと話しているが、  
窓口は口ごもって言わない。それはどういうことかと。県の労働局に行った。  
どういう事業所があるのかと聞いた。とりあえずいままでは1か所の事業所の  
印紙しか貼ってなかったと。それが6か月続いたら7月からはダメですよとい  
う文書が出ていると。では日雇いの組合員は一生懸命探そうと。でもどこを探  
すのか。ハローワークに聞いても、「探しなさい」と言いながら、「どこにある  
んですか？ そこに行ってみます」と言う。「わかりません」「知りません」と  
しか答えない。県労働局に聞いたら、徴収課の印紙をどこが持っているのか聞  
いた。把握しているでしょう？ 県労働局は「把握しております」。それを教え  
てください、と聞くと、担当者は職業安定部に走って行って、その担当の者と  
戻ってきて「それは教えられません」と言う。日雇い労働者はどういう求職活

動をすれば良いのか？ ハローワークは求人情報を出すとさっき言ったでしょう。現場ではしていない。それはすべきですよ。それをハローワークも労働局も、そういう情報は出させませんと言うだけ。これで良いんですか？ 職安の窓口の対応としては良いんですか？

◆厚労省 職業安定局就労支援室です。日雇いの職業紹介に関しては、大阪とか、山谷とかあいった大きな所では、だいぶ安定票で早朝で労働職業紹介をやっている所もあると思いますし、おそらくそういった所ではある程度はできていると思います。ただ実際、たしかに日雇いの求職者の方、求人の方はいまままで個別に連絡をとりマッチングされている方が非常に多かったのではないかと思います。みなさん手持ちの事業所があって、それに電話をしながらやってきたと思う。なかなか安定所に事業所さん出していただくのが難しいというのがあるかと思えます。こんご大阪とかそういった所は引き続きですけれども、常用も含めてなんですけれども、一応ご相談いただいてなんとか対応していくとやっていきたいなと思っています。

◎建交労 言われていることがわかっていない。認識が違う。一般的な職業紹介でなくて現実に日雇い労働の手帳を持っている。単一の事業所で働いているとダメになりますよということで複数の事業所で働こうと労働者が頑張ろうとした時に、ハローワークが自分の情報を示してこういう日雇いの印紙を貼ってもらえる事業所を紹介するのが、日雇い労働者にたいする職業紹介なのではないかと言っている。

◆厚労省 はい…

◎建交労 大阪のことと言われるがマッチしない。個人があちこち連絡するなんていうものをもっていないという労働者の対策をどうするのかという話だ。一番良いのはハローワークが職業紹介するのが良いのではないか。

徴収課から印紙は買っている訳だから徴収課の方からそういう事業所に求人情報を出してくださいと。それは徴収課から情報だす訳ではないからそういうものも一つの策だと思いますが。どうですか。

島根は情報がないから自分たちで探した。どこかと。広島なんです。いま広島まで行ってますよ。単一事業所ではダメといわれたから、どこにありますかと問えば、「教えられません」と答える。独自で探して見つけて広島まで組合員が働きに行っています。

こんな馬鹿なことをいつまでもせんといかんのか。

抜本的な改善策を立ててほしいのと、事業所を公表するしかない。

◆厚労省 雇用保険課としては、現状としては厳しい。貴重なご意見として承りたい。

◎建交労 第一項目に戻るが原子力災害対策事業のことだが、平成28年度の速報値で680人の新規だったと。それは多いと思いますか、少ないと思いますか。

なぜ聞くかと言うと東京高齢者事業団の理事長もこの要請の場に来ている。東京の事業団には、福島相馬で被災した人が避難所を転々として東京にたどり着いた。どうしても働かないと暮らせないと。さいごにたどり着いたのが私たちの事業団。そこでいま働いている。原子力災害対応事業にもひっかからない。いろんな避難所をまわってやっと働く場を見つけた。事業団が雇用の受け皿になっている。対応事業では不十分だと思うので聞いている。

予算規模から見て680人というのは目標を達成しているの？

◆厚労省 ほぼ目標通りです。当初目標値が675名です。この事業事態は地元福島県が主体となって計画を立てて適用団体に委託してやっている。地元の現状をご存じの自治体の方で精一杯適切に運営していただいていると認識しています。

◎建交労 その認識は甘いと思うな。

◎建交労 さいごに生活困窮者自立支援の件です。伊丹から来ました。先日、審議会のなかで私どもの事例をとりあげていただきありがとうございました。自治体の方からは、なくてはならない存在だと副市長からもお答えいただきました。午前に資料提出させていただきましたが説明が不十分でしたが、地方自治令の法令の分で調べていながら実施件数、いま検討している自治体数についてお願いします。それと審議会のなかでも出ていました中央支援のあり方のなかで高知市、島根県、こちらでいま自治体と社会福祉協議会をやっているものの第三者の民間団体を育成していくことが必要だとも言われている。このあたりについて厚労省としてはどうなのか考えを教えてください。

もう一つ。審議会の委員から労働政策の方から労働関係者からの関わる必要があるのではないのかという所についてもどう考えているのか教えてください。

◆厚労省 最初にお話のあった随意契約の関係ですが、審議会の資料でもお出

しているのですが、都道府県・政令市・中核市ですが、一応、随意契約でやっている回答があった自治体は全体の5%。まだ多くはないが。検討中を含めると15~16%。少しずつは増えてはいる。審議会の方は民間団体の育成とかはお話があったり、ちょっと地方によってはどうしても委託先となるような団体などが育っていないがあるので、そういう所をちゃんと団体をつくるなりしてやっていこうという話。受け皿となるようなそういう所をつくる話だと思います。労働政策については、困窮制度だけでできないので、当然、ハローワークの窓口を使いながら、その人の状態に応じた就労支援をしていくべきではないかというお話だったと思います。

◎建交労 ありがとうございます。われわれは労働組合ですから、組合員一人ひとりの生活、いのちに関わることを、われわれの組合員一人にかかっていることではなくて、全国民が関わっていく大事な問題だと思っています。そういうつもりでわれわれ組合員のいのち、生活、健康ということもあるけれども、国民の一人としての組合員でもある。そういう位置づけでしっかりと一つずつのことをしっかり検討していただきたい。

11月にまた要請に来ます。その時に同じことの繰り返しではなくて、前に進みたい。

みなさんも、われわれも。生活環境を良くしていきたい、という思いは一緒だと思います。ぜひひとりくんでいただきたい。よろしくお願いします。

2017年7月7日 厚労省・雇用問題に関する交渉議事録